

長浜市人権尊重審議会（平成29年度第2回）要点録

開催日時 平成30年2月26日（月）午後2時～午後3時

開催場所 長浜市役所 5階 5-B会議室

出席委員 真山委員、早川委員、清水委員、辻委員、小倉委員、野田委員、平井委員、高橋委員、
嵩津委員

欠席委員 荒木委員、玉樹委員、富永委員、

事務局 市民協働部長 人権施策推進課職員4人

1. 開 会

ただいまから平成29年度第2回長浜市人権尊重審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いします。

〈長浜市人権尊重都市宣言の唱和〉

— 北川市民協働部長よりあいさつ —

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。日頃は人権施策の推進にご理解ご協力を賜りまことにありがとうございます。さて、史上最大のメダルを獲得した冬季オリンピックが昨日閉幕しまして、その中で様々なドラマがあったわけですが、その中でも特に小平選手の国境を越えた友情が非常に賞賛をあびているということで、素晴らしい大会であったと思っております。そしていよいよ3月9日からはパラリンピックが開幕いたします。日本での今大会の目標は、金メダル3、銀1、銅2個以上の獲得ということで、長野大会から6大会連続出場のクロスカントリースキーの新田選手、スーパー大回転で3連覇の期待がかかるアルペンスキーの狩野選手らがいます。こういったスポーツの分野ではしょうがいをもって生き生きと活躍ができる環境が整えられているということですが、まだまだ差別のために力を十分に発揮できない分野も多々あります。こうしたことから国では、平成28年に「障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法」が施行されました。これらの法律の施行により「しょうがい、民族、国籍、部落」といったものに対する差別が解消して、パラリンピックの選手のようにみんなが活躍できる、そういった差別のない社会を早く実現しなければならないところであります。本市におきましても「あらゆる差別のない平和で明るいまち」を築くため、今後も引き続き市民・行政が一体となって人権施策に取り組んでいくことが重要かと思えます。本市では、その基本となる人権施策推進基本計画に基づき様々な施策を展開しているところですが、この計画の改定について本日いろいろご意見を賜りたいと存じます。

皆さま方の忌憚の無いご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

本日の審議会は、12名中9名の委員様にご出席をいただいております。

都合により、荒木委員、玉樹委員、富永委員の3名がご欠席です。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

この審議会では、会議の公開に関する方針を定めておりますが、本日、傍聴希望者はありませんでした。

2. 議 事

【会 長】

皆さまこんにちは。今回は「長浜市人権施策推進基本計画の改定」についてご意見をいただくわけですが、現行の計画は平成23年に制定されています。それからずいぶん時間が経っていますが、人権自

体は時代が変わろうが、過去も現在も未来も同じです。それを社会でどのように受け止めて守っていくのか、また対応していくのかは、やはり時代とともに変わっていく部分があります。平成23年に計画を作った段階では意識はしていても明確に文言化していなかったような人権、最近注目されているところではLGBTがあります。この問題については特に項目として特出しはしていませんでした。しかし今、いろいろなところで取り上げられ議論されています。改定にあたってはそういうものについてどういう考え方で、どういう表現、記述をするのかについても検討していかなければと思います。

また最近「SDGS（国連が定める持続可能な開発目標）」というものが言われています。17の項目・目標が設定されているのですが、近江八幡市が初めて「持続可能なまちづくり」を発表しました。国連が定めた17の目標を各施策の中で実現していくというものです。よく考えますと、従来から市の取り組む活動というのは、どこかでちゃんとこの項目に関わっているわけです。環境や自然もちろんありますが、例えば途上国の人権をいかに日常生活の中で守っていくのか、フェアトレードという考え方がありますが、途上国の農産物を非常に安く先進国が購入しており、せっかく農業生産しても収入が増えないということが起こっています。そういうことを無くして世界全体が持続可能な形で開発発展していくことを目指しているわけです。そういうことを自治体の施策と関連づけていこうという動きも出ています。そういった新しい動きや考え方というものを今回の改定にあたっては検討し、今後5年、10年と先を見通して、長浜市の人権施策を現状のレベルよりもっと先をいくものに、と思いますので、みなさんのご意見をいろいろいただければと思います。本日もよろしくお願いいたします。

第1号 「長浜市人権施策推進基本計画」の改定について

【事務局】

《資料に基づき、以下を説明》

- ・計画改定の概要
- ・計画改定の必要性
- ・計画改定の時期
- ・計画改定の方法
- ・業者委託について
- ・スケジュール（案）

質疑応答・意見交換

【委員】

計画改定の時期を今とした理由、また、現計画の問題点は何でしょうか。

【事務局】

特にLGBTの問題への取り組みは、現計画の中でほぼ記載がなく、主要な取り組みとしては掲げていません。既に研修会などは開始していますが、こちらについても他の人権課題と同様に、取り組んでいかなければと考えています。また、平成28年度に人権に関する法律が3つ施行され、内容として地域に基づいた取り組みをするよう強く求められています。市民意識調査を実施し、今、市民の意識がどういう状態であり、どの分野にどのような施策が求められているかを分析した上で、改定する時期がきていると考えます。

【会長】

期日が決まっていない計画をどのタイミングで、何を理由に改定するのかについては難しいところもあると思います。今年か、来年がいいのか。法律の制定は大きな意味をもちますが、法律の主旨や考え

方を受けて、それに関連する市の現状を一年くらいかけてじっくり検討し、新しい取り組みや考え方をしっかりと示していかなければと判断するには、それなりに時間がかかるだろうと思われます。そう考えると、法律の制定から1年以上が経過していますが平成30年度に改定することについて理屈は通ると思います。

【委員】

市民意識調査の対象はどのくらいですか。

【事務局】

対象はランダムに抽出して3,000人を考えています。他の市町で実施された意識調査の人数も参考にしました。

【会長】

郵送で3,000人ぐらいの調査をするとだいたい回答が3、4割くらいで、有効回答が1,000以下になる可能性もありますが、サンプルを均等に正しくとれば、回答が400あれば統計的には間違いはないといわれています。例えば1,000通の回答があれば、市民全体からすれば僅かに思えますが統計学的には問題ないだろうということです。一般的な市民の考え方や意見はだいたい把握できます。

ただアンケートは聞き方によって、答えが変わってしまいます。どういう聞き方をするか、何を聞くかを慎重に検討する必要があると思います。

【委員】

現行の計画もそうですが、女性、しょうがいのある人、同和問題…など、それぞれに個別施策が必要となりますので、一般的な意識調査ではなかなかつかみきれない具体的な課題について、直接意見を聞くことが必要ではないかと思います。

【事務局】

現行計画を策定したときは、滋賀県が実施した県民意識調査の結果を参考にしております。県の意識調査は5年に一度実施されており、本日の会議資料として、平成28年9月に実施された県民意識調査の質問票を配布しております。

これまで長浜市としては、人権についての意識調査はしておりませんので、県の質問票を参考にしながら質問項目を考えたいと思っています。

ただ一般的な質問だけではなく、市が取り組んできた施策や進捗状況についての質問であったり、または、こういう質問を入れてはどうか、などご意見があれば検討いたします。いろいろな意見をいただいて質問項目を完成させたいと考えます。

【事務局】

それぞれの個別施策を計画するにあたって、問題や課題を探るための関係団体等への個別ヒヤリングについては、庁内ワーキングなどの中で一度検討して、できるものはひろいあげるべきと思います。

【委員】

ぜひそれはしたほうがいいと思います。人権で辛い思いをしている方の声を聴かなければ問題点が見えてこない気がします。

【会長】

意識調査は、あくまで市民一般の意識というレベルのもので、個々の具体的な立場、状況におかれている人についての意識や現状は、インタビューや人権に関わる活動をされている組織などに

個別調査する必要があるかと思えます。福祉部門などでも日常的に関わりがあると思えますので、そういうところを通じて情報を集めることもできると思えます。

実際に人権上のいろいろな差別を受けている人の声は、意識調査では出てこないもので、そのあたりは別で把握しておく必要があります。当事者にきいてみないとわからないということはよくあると思えます。

【委員】

年間スケジュールで、12月にパブリックコメントの実施とありますが、なかなか意見が集まらないのが現状だと思います。こういった計画については、いろいろと検討し改定しても、市民の方に『一部の者だけで決めた』と思われることがあります。現状報告などを含めて、いかに市民へ周知していくかだと思います。それにより中身が濃くなると思えます。

【委員】

平成28年に「障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法」の3法が施行され、具体的に「部落差別」「障害者差別」などの文言を名称に入れたことは画期的ですし、何か流れが変わってきたように思えます。この問題を解決するために何ができるのかを真剣に考えていかなければなりません。そのことを踏まえて計画を改定するのですから、理念だけでなく、具体的な仕組みを市民に考えてもらえるようなものがないと、そういった流れを踏まえた形にならないと思えます。

【会長】

基本計画は理念や考え方が記載され、具体的に何をするのが計画を読んでもわからない、ということになりがちです。個々の具体的なことを基本計画に書くのではありませんが、基本計画を読めば、何をすればいいのかがイメージができるぐらいものでなければいけないと思えます。表現や書きぶりが非常に重要になってくると思えます。

【委員】

業者委託についてですが、どういった業者になりますか。

【事務局】

以前だと単純な集計などを委託するという形でしたが、それを一歩踏み込んで、計画改定にアドバイスできるような業者を選んで委託したいと思っています。事務的な部分以外でも、市の計画へのアドバイスをしてもらいたいと考えています。民間の技術や知識についても良いところを計画に取り込みたいと考えます。

【委員】

事務軽減も含め、業者に委託するメリットを考えて、クリアな視点と公平な知識をもったところに委託して構わないということですか。

【事務局】

意識調査の結果はクロス集計を含め専門的な調査分析をする必要があります。集計結果が統計的にみて意味があるのか、誤差の範疇なのか、何かの特徴や傾向が読み取れるのか、などは専門的知識がないとわかりません。それをもとに今後の啓発や施策をしていくのでそこを誤ってしまうと大変です。よって専門的業者に委託し、分析をもらい、適切な施策をしていくということです。

それを補完する意味で、それぞれの関係団体等へのヒヤリングをさせていただき、実際に起こっていることとの整合性をとって、一般論だけで進めず現実問題に対応できるようにしたいと思えます。

ご指摘のあったように、人権3法やLGBTの問題についても計画を改定して、しっかりと位置付けたいと思えます。

【委員】

意識調査の質問項目は、県の質問項目と同じ内容ですか。

【事務局】

まだ決まっていません。ただし、県と全く違う形、ということにはならないと思います。他の市町もだいたいこういう内容です。本日配付した県の質問票は、例として参考にみていただければと思います。

【会長】

まだ具体的にどういう計画になるか見えない中では、なかなか意見は出しにくいかもしれません。

まず、平成30年度に計画を改定するという点についてはいかがでしょうか。スケジュール案でいくと、例年に比べて、会議が11月に1回増えることとなります。ただ、それとは別に個々にご意見があれば事務局までお願いしたいと思います。審議会開催としては、11月、2月の年3回ということでしょうか。

(意義等無し)

ありがとうございます。それでは、今後は、具体的に業者が決まり、調査項目が決まる頃に会議を開催しますのでよろしくお願いします。

それに向けて、事務局で作業をお願いします。

【委員】

意識調査(案)ができれば、会議までに先に情報提供いただきたいと思います。

審議会に諮るものについても、可能な範囲で先に資料を送付いただければと思います。

3. その他 連絡事項等

【お願い】

委員の皆さまの任期は平成30年9月30日までとなっておりますが、計画の改定の件も継続してご審議いただきたく、できましたら10月以降も審議会委員として、引き続きご意見ご提言をいただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

【連絡事項】

平成30年3月18日(日)、3月20日(火) 人権学習推進員研修会の開催について

4. 閉会

— 次長よりあいさつ —

最後にひとことお礼を申し上げます。法務省のホームページに『2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催にむけて民族、国籍の違いやしょうがいの有無など、各人が持つ様々な違いを超えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築いていかなければならない』と書かれていました。この文章を読んでふと思ったのですが、本日の会議でも話題になっていたLGBTについて、2020年の東京オリンピック、パラリンピックでは、わが国は果たしてLGBTの選手を迎え入れられるだけの器が国民に身についているのか、と。こうした中、本市ではこのたび基本計画を改定することになりましたが、市民1人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に十分配慮した行動をとることが出来るよう相手の気持ちを考えることの大切さを1人一人の心に訴えていきたいと思っておりますとともに、違いを認め合う心を育てていくことが極めて重要であると受け止めております。本日は長時間にわたりありがとうございます。